

26相振第2744号

平成26年11月18日

株式会社フクシマエコテック 代表取締役 様

福島県相双地方振興局長



平成26年度廃棄物関係分析調査結果について(通知)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第19条第1項の規定に基づき、下記により実施したこのことについては、別紙のとおり法令等に定める基準に適合しています。

つきましては、今後とも関係法令の規定を遵守し、当該産業廃棄物処理施設の維持管理を適正に行ってください。

記

1 調査対象施設及び検体の種類

産業廃棄物管理型最終処分場 放流水及び周縁地下水(下流)

2 試料採取年月日

平成26年7月16日

3 適用される基準

(1) 放流水

ア 省令基準

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号)第2条第2項第3号において準用する同省令第1条第2項第14号イに定める管理型最終処分場の浸出液処理設備からの放流水に係る排水基準

イ 条例基準

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則(平成8年福島県規則第75号)第24条に定める排水指定事業場に係る排水基準

ウ 要綱基準

福島県産業廃棄物処理指導要綱(平成2年福島県告示第338号)第20条に基づく産業廃棄物処理施設の維持管理に関する基準で定める管理型最終処分場の浸出液処理設備からの放流水に係る排水基準

(2) 周縁地下水

ア 省令基準

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号)第2条第2項第3号において準用する同省令第1条第2項第11号に定める管理型最終処分場の周縁の地下水に係る基準

イ 地下水環境基準

地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年環境庁告示第10号)第1に定める地下水環境基準

(事務担当 県民環境部 環境課 技師 岡崎 電話 0244-26-1237)

1 産業廃棄物管理型最終処分場 放流水

事業者名		株式会社フクシマエコテック		省令基準 ^{※1}	条例基準 ^{※2}	要綱基準 ^{※3}
検体の種類		放流水				
検体採取箇所		浸出液処理設備最終放流槽				
検査年月日		平成26年7月16日		その他の水域		維持管理に関する基準
一般項目	1	pH	7.9	海域以外:5.8~8.6 海域:5.0~9.0	海域以外:5.8~8.6 海域:5.0~9.0	海域以外:5.8~8.6 海域:5.0~9.0
	2	BOD (mg/l)	<0.5	60 ^{※4}	40(日間平均 30) ^{※4}	25(日間平均 20) ^{※4}
	3	COD (mg/l)	8.6	90 ^{※4}	40(日間平均 30) ^{※4}	25(日間平均 20) ^{※4}
	4	SS (mg/l)	1	60	70(日間平均 50)	60(日間平均 50)
	5	大腸菌群数 (個/cm ³)	0	日間平均 3,000	3,000	日間平均 3,000
有害物質項目	6	カドミウム及びその化合物 (mg/l)	<0.005	0.1	0.1	0.1
	7	シアン化合物 (mg/l)	<0.1	1	0.5	0.5
	8	有機リン化合物 (mg/l)	<0.1	1	1	1
	9	鉛及びその化合物 (mg/l)	<0.05	0.1	0.1	0.1
	10	六価クロム化合物 (mg/l)	<0.02	0.5	0.2	0.2
	11	砒素及びその化合物 (mg/l)	<0.01	0.1	0.1	0.1
	12	水銀及びその化合物 (mg/l)	<0.0005	0.005	0.005	0.005
	13	アルキル水銀 (mg/l)	<0.0005	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
	14	P C B (mg/l)	<0.0005	0.003	0.003	0.003
	15	トリクロロエチレン (mg/l)	<0.002	0.3	0.3	0.3
	16	テトラクロロエチレン (mg/l)	<0.0005	0.1	0.1	0.1
	17	1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	<0.0005	3	3	3
	18	ジクロロメタン (mg/l)	<0.002	0.2	0.2	0.2
	19	四塩化炭素 (mg/l)	<0.002	0.02	0.02	0.02
	20	1,2-ジクロロエタン (mg/l)	<0.004	0.04	0.04	0.04
	21	1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	<0.02	1	1	0.2
	22	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	<0.04	0.4	0.4	0.4
	23	1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	<0.006	0.06	0.06	0.06
	24	1,3-ジクロロプロペン (mg/l)	<0.002	0.02	0.02	0.02
	25	チウラム (mg/l)	<0.006	0.06	0.06	0.06
	26	シマジン (mg/l)	<0.003	0.03	0.03	0.03
	27	チオベンカルブ (mg/l)	<0.02	0.2	0.2	0.2
	28	ベンゼン (mg/l)	<0.01	0.1	0.1	0.1
	29	セレン及びその化合物 (mg/l)	<0.01	0.1	0.1	0.1
	30	ふっ素及びその化合物 (mg/l)	3.5	海域以外:当分の間 15 海域:15	海域以外:8 海域:10	10
	31	ほう素及びその化合物 (mg/l)	7.6	海域以外:当分の間 50 海域:当分の間 230	海域以外:10 海域:230	—
	32	アモニア、アモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/l)	<2	海域以外:当分の間 200 海域:当分の間 200	100	—
	33	1,4-ジオキサン (mg/l)	<0.05	0.5	—	—
	特殊項目	34	n-ヘキサン抽出物質 (mg/l)	<0.5	5 (鉱油類) 30 (動植物油脂類)	1 (鉱油類) 10 (動植物油脂類)
35		フェノール類含有量 (mg/l)	<0.01	5	1	1
36		銅含有量 (mg/l)	0.02	3	2	1
37		亜鉛含有量 (mg/l)	0.03	2	2	2
38		溶解性鉄含有量 (mg/l)	<0.1	10	10	10
39		溶解性マンガン含有量 (mg/l)	0.31	10	10	10
40		クロム含有量 (mg/l)	<0.05	2	2	2
その他	41	窒素含有量 (mg/l)	4.7	120(日間平均 60) ^{※5}	120(日間平均 60)	120(日間平均 60)
	42	燐含有量 (mg/l)	0.06	16(日間平均 8) ^{※6}	16(日間平均 8)	16(日間平均 8)

※1 省令基準とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号)第2条第2項第3号において準用する同省令第1条第2項第14号イに定める管理型最終処分場の浸出液処理設備からの放流水に係る排水基準。

※2 条例基準とは、福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則(平成8年福島県規則第75号)第24条に定める排水指定事業場に係る排水基準。

※3 要綱基準とは、福島県産業廃棄物処理指導要綱(平成2年福島県告示第338号)第20条に基づく産業廃棄物処理施設の維持管理に関する基準で定める管理型最終処分場の浸出液処理設備からの放流水に係る排水基準。

※4 BODに係る基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される場合に限り適用し、CODに係る基準は、海域又は湖沼に排出される場合に限り適用する。

※5 省令基準の窒素含有量に係る基準は、環境大臣が定める湖沼、海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される場合に限り適用する。なお、環境大臣が定める海域とは松川浦が該当し、湖沼については当該管内には該当なし。

※6 省令基準の燐含有量に係る基準は、環境大臣が定める湖沼、海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される場合に限り適用する。なお、環境大臣が定める海域とは松川浦が該当し、湖沼については当該管内では、高の倉ダム貯水池、鉄山ダム貯水池、横川ダム貯水池(原町市)、玉野ため池、中富ため池(相馬市)、館山ため池、坂下ダム貯水池(富岡町、大熊町)、大柿ダム貯水池(浪江町、小高町)唐神ため池、横峰ため池(鹿島町)岩部ダム貯水池、真野ダム貯水池(飯舘村)がある。

2 産業廃棄物管理型最終処分場 地下水

事業者名		株式会社フクシマエコテック		省令基準 ^{※1}	地下水環境基準 ^{※2}		
検体の種類		周縁地下水(下流)					
検体採取箇所		シート下部湧水放流口					
検査年月日		平成26年7月16日					
一般項目	1	pH		7.0	—	—	
	2	SS (mg/l)		<1	—	—	
有害物質項目	3	カドミウム及びその化合物 (mg/l)		<0.001	0.01	0.01	
	4	シアン化合物 (mg/l)		<0.1	検出されないこと	検出されないこと	
	5	鉛及びその化合物 (mg/l)		<0.005	0.01	0.01	
	6	六価クロム化合物 (mg/l)		<0.02	0.05	0.05	
	7	砒素及びその化合物 (mg/l)		<0.005	0.01	0.01	
	8	水銀及びその化合物 (mg/l)		<0.0005	0.0005	0.0005	
	9	アルキル水銀 (mg/l)		<0.0005	検出されないこと	検出されないこと	
	10	P C B (mg/l)		<0.0005	検出されないこと	検出されないこと	
	11	トリクロロエチレン (mg/l)		<0.002	0.03	0.03	
	12	テトラクロロエチレン (mg/l)		<0.0005	0.01	0.01	
	13	1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)		<0.0005	1	1	
	14	ジクロロメタン (mg/l)		<0.002	0.02	0.02	
	15	四塩化炭素 (mg/l)		<0.0002	0.002	0.002	
	16	塩化ビニルモノマー (mg/l)		<0.0002	0.002	0.002	
	17	1,2-ジクロロエタン (mg/l)		<0.0004	0.004	0.004	
	18	1,1-ジクロロエチレン (mg/l)		<0.002	0.1	0.1	
	19	1,2-ジクロロエチレン (mg/l)		<0.004	0.04	0.04	
	20	1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)		<0.0006	0.006	0.006	
	21	1,3-ジクロロプロペン (mg/l)		<0.0002	0.002	0.002	
	22	チウラム (mg/l)		<0.0006	0.006	0.006	
	23	シマジン (mg/l)		<0.0003	0.003	0.003	
	24	チオベンカルブ (mg/l)		<0.002	0.02	0.02	
	25	ベンゼン (mg/l)		<0.001	0.01	0.01	
	26	セレン及びその化合物 (mg/l)		<0.002	0.01	0.01	
	27	1,4-ジオキサン (mg/l)		<0.005	0.05	0.05	
	その他	28	電気伝導率 (μ S/cm)		570	—	—
		29	塩化物イオン (mg/l)		15	—	—

※1 省令基準とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号)第2条第2項第3号において準用する同省令第1条第2項第11号に定める管理型最終処分場の周縁の地下水に係る基準。

※2 地下水環境基準とは、地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年環境庁告示第10号)第1に定める基準。